

○彦根市スポーツ推進計画策定委員会設置要綱

(平成 28 年 6 月 30 日教委告示第 14 号)

(設置)

第 1 条 スポーツ基本法(平成 23 年法律第 78 号)第 10 条第 1 項の規定により、彦根市のスポーツ推進の方向性を明らかにした彦根市スポーツ推進計画を策定するに当たり、幅広い観点から検討を行うため、彦根市スポーツ推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、教育委員会の求めに応じ、次に掲げる事項を調査検討し、教育委員会に提言するものとする。

- (1) スポーツ推進計画の策定に関すること。
- (2) その他委員長が必要と認めた事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、または任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) スポーツ関係団体等が推薦する者
- (3) 市内に在住し、または在勤し、もしくは在学する者のうちから公募により選定する者
- (4) その他教育委員会が適当と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱または任命の日から第 2 条の規定による教育委員会への提言の日までとする。

(委員長および副委員長)

第 5 条 委員会に委員長および副委員長それぞれ 1 人を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め意見を聴取し、または資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育部保健体育課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

付 則

1 この告示は、平成28年6月30日から施行する。

2 この告示の施行後最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。
